

大切な財産を守る！（3つの絶対）

～ 特殊詐欺ニュース第91号 ～

●警察が捜査名目に

「ネット銀行等の口座開設」

「暗号資産取引アカウントの開設」

を指示することは絶対にあいけません。

●警察が

「ビデオ通話に誘導したい」

「ビデオ通話で警察手帳、逮捕状
を見せたい」

することは絶対にあいけません。

●SNSで投資をもちかけられ、最初に

「少額の現金が口座に振り込まれる」

詐欺の手口もあります。

簡単な儲け話は絶対にあいけません！

秋 田 県 警 察